

平成30年度「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」
成果報告書

教育委員会名	秋田県教育委員会
事業開始年度	平成30年度

Ⅱ 詳細報告

1. 推進地域の概要

(1) 推進地域内の児童生徒等の状況（平成27年5月1日現在） 【公立のみ】

①推進地域内の全学校のうち、病気やけがにより転学等を行った児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
10人	6人	0人	1人	0人	5人	22人

②推進地域内の全学校のうち、長期入院（年間延べ30課業日以上）した児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
12人	15人	0人	17人	0人	2人	46人

2. 事業の内容

(1) 現状の分析と事業の目的

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア））】

本県には、病弱教育を主として行う特別支援学校が設置されていないこともあり、「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画（平成25～29年度）」の重点施策の施策内容として病弱教育を掲げ、「病弱教育の充実に関する部会」を設置し、病弱教育の充実に向けた取組を進めてきた。外部委員より施策内容の評価を得られる場として「秋田県病弱教育推進協議会」を開催し、関係機関と連携して支援する体制の機能強化に向けた協議等により、本県病弱教育の在り方について検討している。

本県は平成28年度及び平成29年度も本事業を受託しており、小・中学校等及び高等学校における病弱教育の更なる充実に向けて、関係機関の連携による支援体制の機能強化と病気や障害の状態に応じた学習指導や配慮等の充実のため、病弱教育アドバイザーを配置した。事業担当校である県立秋田きらり支援学校内で指名された病弱教育コーディネーターと共に関係機関等の訪問活動や各学校等への相談活動、理解啓発活動を行うことで、特別支援学校のセンター的機能の理解啓発、充実を図るとともに、関係機関との一層の連携推進を目指した。

【教育機会確保について（公募要領（ウ））】

今年度から始まった「第三次秋田県特別支援教育総合整備計画（平成30～34年度）」では特別支援学校を中核としたネットワークによる病弱教育の推進を施策内容として掲げている。県内小・中学校等に設置されている病弱・身体虚弱特別支援学級は、ここ数年20学級前後と設置数が少ない上、県内に点在しているため、情報交換をする機会も少ない状態である。また、小・中学校等の通常の学級には、病気による入退院の繰り返し等で、教育を受ける機会の確保が難しい児童生徒の在籍も確認されている。県内の病弱教育の推進に向けては、児童生徒一人一人に応じた効果的な指導・支援を行うことができるよう、ネットワークで支える体制の機能強化を進め、小・中学校等及び高等学校における病弱教育担当教員の専門性の向上を図る必要がある。特に高等学校においては調査等の実施により、実態把握をした上で理解啓発を進め、具体的な施策を講じていく必要があると考え、本事業に取り組んだ。

(2) 事業内容と成果

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア））】

① 取組内容と成果

○病弱教育アドバイザーの配置

小・中学校等及び高等学校における病弱教育の充実に向けて、病弱教育アドバイザーを配置し、関係機関との更なる連携推進を目指した。病弱教育アドバイザーによる県内全 25 市町村教育委員会への事業説明や理解啓発活動、医療機関等関係機関への訪問や各種会議への出席による相談支援及び助言等の活動を通して、病弱教育について理解推進と情報収集をすることができた。各関係機関への訪問や復学支援会議等における具体的な提案や助言が、相談支援件数の増加にもつながった。相談支援の例としては、市町村教育委員会との連携により校内支援体制整備が図られ、入院中の復学支援につながったケースや、理解啓発活動において体温調節や健康の保持に必要な施設・設備に関する配慮等について説明した結果、教室へのエアコンの設置につながったケース等がある。

○「病気の子どもの支援ガイド Part2（実践紹介）」の作成

「病気の子どもへの支援ガイド（秋田県教育委員会平成 28 年 3 月発行）」内の『指導における「合理的配慮」の観点と例』を具体的な実践により紹介するリーフレット「病気の子どもの支援ガイド Part2（実践紹介）」を、特別支援学級担任の活用を目的に作成した。「病気の子どもの支援ガイド Part2（実践紹介）」リーフレットの事例収集に当たっては、支援対象となる児童生徒、保護者、学校長や担任等関係者の理解、秋田大学が保管・管理している事例アーカイブからの提供協力等を得て、関係機関等との連携により作成に至った。

○「秋田県病弱教育推進協議会」及び事業運営会議の実施

「秋田県病弱教育推進協議会」を年 2 回開催し、関係機関と連携して支援する体制の機能強化及び専門性の向上や具体的な支援を実施するための施策について協議を行い、本県における病弱教育の在り方について検討した。委員は医師、大学教授、市教育委員会職員、院内学級設置小学校長、県教育研究会特別支援教育部会長（小学校長）、高等学校長、事業担当校長、県養護教諭研究会副会長、病弱教育対象児保護者の 9 名である。今年度新たに高等学校長の参画を得て、幅広い分野の委員から意見を得、事業内容の成果と課題を整理することができた。事務局には秋田県教育庁特別支援教育課、義務教育課、保健体育課の他、新たに高校教育課、健康福祉部保健・疾病対策課の課員も加えた。病弱教育推進に向けての課題を共通理解し、県庁内の連携と各課の役割を検討する機会にもなった。

他に事業担当校と特別支援教育課による事業運営会議を年 4 回開催し、実際の取組について確認し合いながら課題改善に向けた協議及び情報交換を行った。

②病弱教育アドバイザーの活用実績と成果

主な経歴・資格	活動内容実績（回数、活動形態）
元特別支援学校教員	3 日／週× 6 時間× 12 か月 (事業担当校・担当者との打合せを踏まえた計画による活動、関係機関からの要請に応じた活動)
具体的な活動内容と役割	活動の成果
ア 病弱教育に関する理解推進活動 ・市町村教育委員会への訪問による事業と病弱教育に関する理解の促進	ア 病弱教育に関する理解推進活動 ・直接訪問の効果が上がり、病弱教育アドバイザーの存在や活動への理解

<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への訪問による説明と情報収集、相談会への参加（保健機関、医療機関等） ・関係会議、研修会等への参加による説明と情報収集 <p>イ 先進校・先進県の視察による情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県病弱教育に生かすための情報を収集する。 	<p>が得られ、相談支援のケースが増加した。</p> <p>イ 先進校・先進県視察による情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による連携会議の在り方や復学支援、ICT機器を活用した遠隔教育についての実施状況を知り、今後の取組の参考になった。
---	---

【教育機会確保について（公募要領（ウ））】

① 取組内容と成果

小・中学校等及び高等学校の教員が、児童生徒の病気の状態に応じた学習指導や配慮等を行う力を高めることができるように、事業担当校が病弱教育アドバイザーと共に県内の21病弱・身体虚弱特別支援学級設置校を訪問し、学級担任との情報交換や授業参観を通して、学習指導に関する相談支援を行った。特別支援学級への訪問活動は、これまでの取組の目的が周知され、訪問期日の調整がスムーズに進み、年度の早い時期からの訪問が可能になった。学級担任のニーズは高く、複数回の訪問が実現し、情報交換が充実した。「特別支援教育セミナー（秋田県教育委員会が実施する研修会であり、対象は小・中学校等の特別支援学級、通級指導教室、通常の学級の担任による授業研究会である。学校によっては全校職員が参加する場合もある。）」と同日の訪問にすることで、担任のみならず他の校内職員への病弱教育に関する理解が推進された。また、児童生徒の実態や教室環境、支援の実際を踏まえた提案ができ、指導力向上につながる具体的な助言ができた。

遠隔教育は事業担当校がモデル校となり、小学校から特別支援学校に転学した入院中の児童1名を対象に、前籍校の全校集会や学級活動等に参加する交流及び共同学習として、Skypeを用いての同時双方向型による配信授業を実施した。交流及び共同学習として実施するに当たっては、対象児の容姿の変化に対する前籍校児童の受け止め、対象児自身の参加に向けた意欲や心情を想定しながら保護者と活動内容に関する意向を確認した。その上で、前籍校と入院中の対象児が活動できる場面や、活動時間の調整を図った。必要な機材の提供や機器設置及び通信環境の調整等については、当該児童の前籍校である小学校を所管する市教育委員会や秋田大学と連携しながら実施した。当該児童の笑顔や前向きに学習に取り組む姿やから、遠隔教育の実施は入院治療中の児童にとって前籍校とつながり、心の支えや復学に向けての励みとなることが分かり、今後の取組に生かすことができる事例となった。対象児や保護者の感想としては、「黒板がきれいに映ったらノートを書くことができる」「こちら側の音が向こうに伝わりにくい感じがする」「授業内容をあらかじめ知ることができたらよい」「機材の調整が難しい」等である。また、当初は自分の映像を映したくないと話していた児童だったが、友達から話し掛けられると、カメラにかぶせていた映像を遮断するための紙を自分から取り外し、やりとりをする様子が見られた。その後のSkype中継では、授業画面を見ながら自分の考えを独り言のようにつぶやいたり、クラスメイトからノートを見せてもらったり、途中で質問されると戸惑いながらも意見をホワイトボードに書いたりするなどして参加した。一緒に授業に参加しているような気持ちになったという感想もあった。

本県の高等学校における病弱・身体虚弱対象生徒在籍数や学習指導・支援及び校内支援体制の状況と課題を把握するために「高等学校に在籍する病弱・身体虚弱生徒の実態調査」を実施したところ、慢性疾患等に該当する生徒が8割近い学校に在籍しており、校内支援体制を整える必要があることが分かった。支援が必要な生徒が在籍している高等学校からは電話で詳細を聞き取り、現状把握に役立てたとともに、病弱教育アドバイザーの存在や活用について情報提供できた。本調査により把握できた具体的な例としては、高等学校入学後に発症したケースや、重症化により休学を繰り返

返し留年するケース、病気により知的退行症状が現れているケース、保護者と離れて暮らし寮生活を送りながら自分で透析のため通院するケース等であった。

※「高等学校に在籍する病弱・身体虚弱生徒の実態調査」（秋田県教育委員会平成 30 年 5 月 1 日現在）

調査対象校数 60 校（県立 53 校、市立 2 校、私立 5 校）		
慢性疾患等に該当する生徒が在籍している学校数	46 校	76.7%
慢性疾患等で配慮が必要な生徒が在籍している学校数	28 校	46.7%
調査対象生徒数 24,379 人		
慢性疾患等に該当する生徒数	373 人	1.5%
慢性疾患等で配慮が必要な生徒数	66 人	17.7%

病弱教育担当教員研修会は 2 回開催し、1 回目は地区別に実施したことで各地区の特別支援学級のニーズに対応した研修支援ができた。また、2 回目は、今年度実施した「高等学校に在籍する病弱・身体虚弱生徒の実態調査」後の電話での実態把握や情報提供、病弱教育アドバイザーによる市町村教育委員会訪問により、関心が広がったことで参加者が増えた。

② 学習の補充支援員の活用実績及び役割

配置していない。

（3）入院児童生徒等への基本的な支援の流れ（フロー図）

別紙 1 参照

（4）実施スケジュール（実績）あ

別紙 2 参照

3. 事業の課題と今後の方策

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア））】

本事業により、小・中学校等及び高等学校には病気を抱え入院、通院している多くの児童生徒が在籍していることが明らかになった。小・中学校等及び高等学校の支援体制の強化は喫緊の課題である。

特に、今年度の本事業の取組の一つとして実施した「高等学校に在籍する病弱・身体虚弱生徒の実態調査」により、支援を求めている病気を抱えた高校生が相当数在籍していることが分かった。個々のケースに応じた入院中・療養中の教育支援や、入退院前後の相談支援活動の充実により、前籍校へのスムーズな復学に向けた支援体制の整備を図る必要がある。併せて、遠方から入院している生徒のスムーズな復学支援に向けて、関係機関のネットワークで支える体制の機能強化を更に進める必要がある。

また、高等学校への進学に当たっては、指導・支援内容等に関する引継ぎ等、中学校等との連携による関係者間での合理的配慮に関する話し合いの機会が不足している。中学校における進路指導の充実とともに、高等学校での教育支援が適切なものとなるよう、中学校及び高等学校の連携による支援体制の機能強化を図る必要がある。

さらに、高等学校では校内支援体制整備に向けて、病弱教育アドバイザーの訪問活動を効果的に活用できるよう、教育委員会として、高校教育課等、県庁内を含む関係各課との連携を図りながら、高等学校への周知を図る必要がある。

そこで、今後は、これまでの取組の成果を生かすとともに、高校生支援の充実にに向けた実践を進めていきたいと考える。中学校及び高等学校における病弱教育の連携充実に向けて、関係機関と連携して支援する体制の機能強化を図るとともに、生徒の病気や障害の状態に応じた学習指導や配慮等の具体的な支援を実施したい。

具体的な方策は次のとおりである。

<病弱教育アドバイザーによる病弱教育への支援>

- ・高等学校の病弱教育の校内支援体制や指導・支援についての助言
- ・中学校及び高等学校との連携による支援体制構築への助言
- ・市町村等、関係機関との連携による、病弱教育充実にに向けた施策への助言

<病弱教育推進協議会の開催>

- ・外部委員による事業内容の評価
- ・県庁内事務局による情報共有及び連携推進

【教育機会確保について（公募要領（ウ））】

高等学校においては病弱教育について研修している教員が少ないため、指導等の面で困難さを抱えている場合が多い。そのため、ストレスや不安を抱えている生徒の心理的支援や、治療や生活規制により通学が困難な生徒の学習機会の保障や復籍、単位取得等の在り方の検討、中学校等と連携した必要な学習指導及び配慮方法の引継ぎ、適切な指導内容・方法による復学支援の推進等、必要な支援体制を構築する必要がある。個々のケースに応じた復学支援等、入院生徒への入退院前後の相談支援活動の充実に向けては、特に遠方から入院している生徒に対する支援が不足しているため、ネットワークで支える取組の推進を図る必要がある。また、高等学校進学に当たっては病気や障害の状態に応じた指導や配慮等の具体的な支援等に関する中学校との引継ぎが求められるため、その充実に必要がある。個々のケースに応じた適切な指導内容・方法の検討に当たっては、今年度作成した実践紹介リーフレットを活用し、合理的配慮の内容を確認するとともに、指導・支援の充実に役立てる。

具体的な方策は次の通りである。

<復学支援モデル校の実践>

- ・高等学校のモデル校による復学支援会議（入院前から退院、自宅療養時、復学までの支援会議等）
※開催に当たっては病弱教育アドバイザー、事業担当校の助言、協力による。

<遠隔教育等含めた学習支援の実践の検討>

- ・事業担当校（秋田きらり支援学校）による学習支援への助言、協力（遠隔教育における学習支援に向けた機器の貸出し協力等）そして、その成果や課題を整理し、課題解決に向けた方策をまとめる。
- ・当該校設置市町村教育委員会との連携・協力を図る。
- ・秋田大学と連携し、協力を得て具体的な支援内容や効果的な方法を探る。

<病弱教育研修会、肢体不自由教育研修会の実施>

- ・病弱・肢体不自由教育地区別研修会（3地区で開催）
- ・病弱・肢体不自由教育研修会（年2回開催）

<その他>（理解啓発活動等）

- ・秋田県立高等学校・特別支援学校校長会での事業説明
- ・秋田県養護教諭研究会代表者会議での事業説明、病弱教育実践紹介
- ・新任特別支援教育コーディネーター研修会グループ協議情報収集及び話題提供

・特別支援学校センター的機能推進協議会・情報教育担当者連絡協議会での病弱教育実践紹介